

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 25 日

阿波市長 町田 寿人

1. 入札に付する物件

別表に掲げるもの。

物件の現状等については、売却システムの公有財産売却物件一覧のとおり。

（アドレス <https://kankochu.jp>）

2. 公有財産売却の参加条件

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- （２）阿波市が定める阿波市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所が定める KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- （３）公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- （４）個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- （５）日本語を完全に理解できる者であること。
- （６）日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- （７）18 歳以上の者であること。
- （８）「3. 入札参加申込みの方法」により、あらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者であること。

3. 入札参加申込みの方法

（１）参加仮申込み

入札参加希望者は、令和 7 年 7 月 25 日（金）午後 1 時から令和 7 年 8 月 12 日（火）午後 2 時まで、あらかじめ紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより、阿波市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 参加申込み（本申込み）

阿波市において参加申込みの審査を行った上で、参加申込みを受理するので書類等の提出は原則として不要とする。

なお、阿波市において審査するため、本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、パスポートの写し等（法人の場合は、登記事項証明書等の写し））等の書類提出を要求することがあるので、要求があれば当該書類を指定する期日までに提出すること。要求したにも関わらず、当該書類の提出がない場合は、参加申込みを取り消す。

(3) 代理人による手続き（本人以外の者が本人のために入札等の手続きをすることをいう。）をする場合は、代理人は次の書類を令和7年8月12日（火）必着で提出すること。なお、①は阿波市公式ウェブサイトからダウンロードした様式を使用すること。

①本人からの委任状

②委任者及び受任者双方の本人確認ができる書類（運転免許証、保険証、パスポートの写し等（法人の場合は、登記事項証明書等の写し））

4. 入札物件の下見

下見を希望する者は、下記連絡先へ電話にて予約すること。

(1) 場 所 阿波市役所 阿波市市場町切幡字古田 201-1

(2) 日 時 令和7年7月25日（金）から令和7年8月12日（火）まで（土日祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 連絡先 阿波市企画総務部契約管財課 管財担当

電話 0883-36-8704

※入札物件を下見で確認していない場合でも、入札に参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなす。

5. 入札の期間及び方法

(1) 入札の期間

令和7年8月26日（火）午後1時から令和7年9月2日（火）午後1時まで

(2) 入札の方法

売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。なお、この登録は一度しか行うことはできない。

6. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、阿波市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当する。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。

(4) 入札保証金には、利息を付さない。

- (5) 落札者は阿波市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合、及び売払代金納付期限までに売払代金から契約保証金を除いた残金を納付しない場合はその落札を無効とし、入札保証金は阿波市に帰属する。

7. 入札の無効

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

8. 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、阿波市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。
- (3) 入札物件ごとに落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号及び売却決定金額を KSI 官公庁オークション上に公開する。

9. 契約に関する事項

(1) 契約の締結期限

落札者は令和 7 年 9 月 9 日（火）までに契約を締結しなければならない。

阿波市は、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わす。契約の際には阿波市より契約書を送付する。落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類等を添付して阿波市に直接持参又は郵送すること。

ア. 必要な書類

(ア) 本人が確認できる書類（運転免許証等の写し等（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本の写し））

(イ) 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書

(ウ) 委任状（売払代金の支払いまたは物件の引き取りを参加申込者以外の代理人が行う場合）

(2) 売払代金

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となる。

(3) 売払代金の残金の納付

落札者は、売払代金の残金納付期限までに阿波市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付しなければならない。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金は阿波市に帰属する。

売払代金の残金は次の方法で納付すること。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者

の負担となる。また、売払代金の残金納付期限までに阿波市が納付を確認できることが必要。売払代金の納付確認には、支払い方法によっては支払い手続きから 10 日程度かかる場合がある。

ア. 阿波市が指定する口座への振り込み

イ. 現金を阿波市へ直接持参

10. 権利移転の手続きについて

自動車については、落札者が自動車登録手続きを行う。落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する陸運支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込むことが必要。

11. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納した時点で移転する。
- (2) 売払物件の引渡しに要する費用、所有権移転に要する諸費用等は、落札者の負担とする。

12. 注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転する。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など阿波市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできない。
- (2) 自動車の引き渡しについては、以下のとおり行う。以下の条件が満たされていない場合は引き渡しができない場合がある。なお、以下の手続きを行うのは売払代金納付確認後となる。

＜車検の有効期間が残っている場合＞

落札者が自動車の名義変更を行い、名義変更を阿波市が確認した時点で正式に引き渡しとなる。

＜車検の有効期間が残っていない場合＞

一時末梢登録を行い、落札者に譲渡証明書、委任状と合わせて自動車を引き渡す。その後の手続き等については落札者の費用と責任で行う。なお、委任状の有効期間は 3 ヶ月とする。

13. その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 阿波市は、売払物件の契約不適合責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する問い合わせ先

阿波市役所 企画総務部契約管財課 管財担当

〒771-1695 徳島県阿波市市場町切幡字古田 201-1

電話 0883-36-8704 FAX 0883-36-8760

別表

令和7年度 7月開催公有財産売却 出品リスト

物件番号	物件名	予定価格	入札保証金	引渡場所
R7-8	小型自動車 H19 年式 マツダ ファミリアバン 走行距離 199,784km	¥5,000	¥5,000	阿波市役所
R7-9	軽自動車 H20 年式 スバル ステラ 走行距離 89,409km	¥5,000	¥5,000	阿波市役所